

お知らせ

後期高齢者医療被保険者の皆さんへ

▶問い合わせ 健康課 ☎73-3014
県後期高齢者医療広域連合事務局 ☎087-811-1866



**交通事故に遭ったときは
傷病届を提出しましょう**

交通事故や傷害事件など第三者の行為によって受けた傷病の場合、「傷病届」を提出することで、後期高齢者医療制度で治療を受けることができます。

この場合、県後期高齢者医療広域連合が、一時的に立て替えた医療費を加害者に請求します。医療機関を受診する際には申し出ていただくとともに、必ず健康課まで届出をしてください。

この届け出（傷病届等関係書類の提出）は法律で義務付けられていますので、ご理解とご協力を願います。

なお、届け出に必要な書類は、広域連合ホームページまたは健康課にあります。（交通事故証明書はお近くの警察署、交番、または香川県運転免許センターにて相談の上、取

得してください。）
※どんな小さな交通事故でも警察に届けて「事故証明書」をもらいましょう。

※加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませたりすると、後期高齢者医療で立て替えた医療費を加害者側に請求できない場合がありますので、ご注意ください。

【届け出に必要なもの】
保険証、印鑑、事故証明書など

【提出先】健康課

後期高齢者医療健康診査が始まります

6月1日から、後期高齢者医療健康診査が始まります。6月中旬に受診券などを郵送しますので、早めに予約をして、受診しましょう。

健康診査は、糖尿病などの生活習慣病の重症化やフレイルの予防のために重要です。健康診査を受けて、健康長寿をめざしましょう。

くらし 納税が困難な場合はご相談ください

▶問い合わせ 税務課 ☎73-3006

新型コロナウイルス感染症の拡大などにより、事業や生活の維持が困難となる恐れがある納税者については、納税が猶予される制度があります。今後の納税について心配な人は、お早めに税務課までご相談ください。

納税の猶予とは

市税の納付や滞納処分を一定期間猶予する制度です。

納税猶予の対象となる人

次のようなケースに該当する場合は猶予の対象となります。

- 本人または家族が新型コロナウイルス感染症などの病気に罹った
- 事業を廃止、または休止した
- 事業に著しい損失を受けた
- 取引先が倒産した
- 給与所得が減った
- 事情により一時納付が困難となった

【申請に必要なもの】
猶予を受けようとする税額などにより、証明書や担保提供の書類が必要

新型コロナウイルス感染症の拡大などにより、事業や生活の維持が困難となる恐れがある納税者については、納税が猶予される制度があります。今後の納税について心配な人は、お早めに税務課までご相談ください。

【猶予期間】
申請日から最長1年間です。なお、これ以後も完納が困難な事情があると認められるときは、さらに最長1年に限り猶予期間の更新ができます。

※納税が猶予されると、猶予期間内での分割による納税や猶予期間中に発生する延滞金が減額または免除されます。また、財産の差し押さえが猶予されたり、すでに差し押さえられた財産があるときは、差し押さえを解除される場合もあります。



4/23
オンライン授業
の検証
(小学校)



5/11
オンライン授業
(中学校)

オンラインを活用して家庭学習を支援

4/20～ 市内

休校期間中も家庭で学習ができるよう、市ではYouTubeでの授業動画配信や、教員と自宅にいる子どもたちとのオンライン授業を行っています。

教員たちは、子どもたちが楽しく学べるように授業を組み立て、子どもたちが主体的に学べるように工夫しながら撮影をしました。



4/20
YouTube配信
動画撮影

市民を感染症から守るために



5/7 危機管理センター

株式会社サムソンから、新型コロナウイルス感染症予防対策を目的として100万円の寄付を受けるにあたり、贈呈式が行われました。寄付金は、非接触赤外線体温計の購入など、感染症予防対策費として活用します。

虐待防止のための連携強化



5/8 危機管理センター

市と三豊警察署は、虐待事案の未然防止と早期発見・早期対応を図るため、「虐待事案対応の連携強化に関する協定」を締結しました。児童虐待、高齢者虐待および障害者虐待にかかる虐待事案での連携強化に関する包括協定は、県内初となります。

みとよHOT
ほっとNEWS

ほっとニュースは
市ホームページでも
三豊市 検索

観光&国際交流

▶問い合わせ 三豊市観光交流局 ☎56-5880(火曜休館)

秋冬の部 フォトコンテスト入賞作品決定!!

【最優秀賞】 該当なし

【優秀賞】



「満天の夜空」
上杉 孝徹 (観音寺市)



「蠟梅咲く本山寺雪景」
石角 尚義 (三豊市)



「見事な差し上げ」
三好 計夫 (観音寺市)



「旅人」
三井 秀範 (綾歌郡)

【市長特別賞】 上杉孝徹(観音寺市)

【観光特別賞】 大坪邦仁(綾歌郡)

【佳作】 眞鍋勝一、藤川浩明(三豊市)、上杉孝徹(観音寺市)、眞鍋学(丸亀市)、西畑慶子、那須壮一郎(高松市)、佐藤雄二(四国中央市)

【敬称略・順不同】

入賞作品は観光交流局ホームページに掲載しています。
www.mitoyo-kanko.com